

ダイオキシン類濃度測定分析業務仕様書

1 業務内容

- (1) ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、廃棄物焼却炉から排出される排出ガス、焼却灰及び煤塵に含まれるダイオキシン類濃度を測定する。
- (2) 労働安全衛生規則第 592 条の 2 第 1 項の規定に基づき、廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設（以下「廃棄物の焼却施設」という。）の屋内外作業場における空気中のダイオキシン類濃度を測定（作業環境測定）する。

2 対象施設の設置場所及び施設の概要

鳥取県中小家畜試験場内（西伯郡南部町北方 633）

インシナー焼却炉 A k-100 型

焼却能力 103 kg/hr、火床面積 2.05 m²、火格子面積 1.58 m²

3 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで 3 年間

4 測定内容

- (1) 廃棄物焼却炉の濃度測定

ダイオキシン類対策特別措置法施行令第 4 条により、環境省令ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条に基づき行う。

 - ・測定対象項目
 - ア 排出ガス中のダイオキシン類濃度：1 検体/年
 - イ 焼却灰及び集じん機によって集められた煤塵中のダイオキシン類濃度：各 1 検体/年
- (2) 廃棄物の焼却施設の作業環境測定

屋外作業場における空気中のダイオキシン類濃度の測定を行う。
測定周期は 2 回/年とする。

測定方法は「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の別紙 1 「空気中のダイオキシン類濃度の測定方法」に定める方法によること。
D 値は前回の測定値を提供。

5 測定時期及び成果品

- (1) 廃棄物焼却炉の濃度測定

測定分析の後、6 週間に内に計量証明又は報告書（A4 版・考察含む）を 2 部作成

し、中小家畜試験場に提出するとともに、施行規則第8条に規定する様式第6を併せて提出するものとする。

(2) 廃棄物の焼却施設の作業環境測定

測定後3週間以内に報告書及び考察を2部作成し、中小家畜試験場に提出する。

(3) (1)及び(2)の検体の採取日程については、事前に施設担当者と協議により決定するものとする。

6 委託料の支払

委託料の支払については年度ごとの支払とし、当該年度における廃棄物焼却炉の濃度測定及び作業環境測定が終了し、成果品が納品された後に提出される請求書に基づき支払う。

7 その他

- (1) 業務実施に当たっては、中毒、火災その他の事故が発生しないように作業責任者は十分注意し監督を行うこと。
- (2) 業務に使用する機材及び機器は受託者が準備する。
- (3) 業務により生じた損傷部分の復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。